

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北名古屋市長

公表日

令和5年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税事務
	<p>軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車に関しては運輸支局へ、二輪の軽自動車に関しては軽自動車協会へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、身体障害者等については減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①課税対象者情報の準備(地方税第442条の2、同法第445条)②納税者の軽自動車等の登録・抹消情報の受領(地方税第447条)③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)、更正決定通知書及び納付書の送付④納税者から減免申請書を受領(地方税第454条、北名古屋市市税条例第90条)⑤減免申請の対象者であるか担当課への情報照会⑥納税者に対し、減免決定通知書の送付⑦口座情報の管理、照会等
②事務の概要	
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル、口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長	税務課長 坪井俊二	事後	所属長名追加のため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	-	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 坪井俊二	税務課長	事後	名称変更のため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、統合宛名システム	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16項	番号法第9条第1項及び別表第1の16項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	番号法第19条第7号 別表第二の27項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	事後	
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月1日時点	事後	他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月1日時点	事後	他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更により、追加
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑦口座番号の管理、照会等	事後	情報連携実施開始による追加
令和5年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税情報ファイル	軽自動車税情報ファイル、口座情報ファイル	事後	情報連携実施開始による追加
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。